

注意

ガソリン・灯油の取扱い

ガソリン、灯油などの石油類は、取り扱い方や保管の方法を間違えると大きな災害を招きます。

家庭で取り扱う場合は、特に次の事項に注意してください。

- ①ガソリン、灯油を取り扱う場合は、火気を使用しない。
- ②ガソリン、灯油の燃料容器のふたを開けたまま火気のそばに放置しない。燃料容器は倉庫で保管する。
- ③不必要なガソリン、灯油などの石油類は住宅内に置かない。
- ④ガソリンは、マイナス40℃以下でも気化し、火気によって引火するので、取り扱いは特に注意する。
- ⑤ガソリンの可燃性蒸気は空気より重く低いところに滞留するため注意する

セルフスタンド（給油取扱所）における火災事故

他市のセルフスタンドで、給油口のキャップを緩めた際に、静電気火花がガソリン蒸気に引火し、出火する事故が発生しています。このことから下記の事項について注意してください。

- 1) 給油前は必ず自動車のエンジンを停止し、ドア・窓を閉める。
- 2) 静電気除去のため、作業前には必ず静電気除去板に手を当てるか、自動車の金属部分に触れる。
- 3) 給油作業は必ず一人で行う。

